

県民の皆さまへ

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、4月16日、政府は特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の区域を全都道府県に拡大するとともに、岐阜県を含む13都道府県について、重点的な取り組みが必要とされる「特定警戒都道府県」と位置付けました。

岐阜県薬剤師会では、この間、薬剤師として、正しい知識の啓発、受診が困難になりつつある方への電話等を用いた服薬指導、医薬品の自宅などへの配送の対応等、感染防止に最大限取り組んでおります。この度の緊急事態宣言の発出を受け、行政機関や医療機関等との連携を図りつつ、地域のかかりつけ薬剤師・薬局として事業を継続し、医療体制の維持に更に緊張感を持って取り組んでまいります。

県民の皆さま方におかれましては、ご自身やご家族、大切な方のためにも、不要不急な外出の自粛やいわゆる三密（密閉・密集・密接）の回避、手洗いや咳エチケットの励行などの徹底に努めてください。

また、感染した方やそのご家族、医療関係者に対して、いわれのない差別や偏見の目が向けられることがあってはなりません。人権侵害につながることをないよう、冷静な行動をお願いいたします。

感染症の予防対策や消毒剤に関すること、お薬に関することでお困りのことがありましたら、かかりつけの薬局・薬剤師にお気軽にご相談下さい。

この事態が一日でも早く収束し、従前のような県民の皆さま方の笑顔があふれる清流の国ぎふに一刻も早く戻ることを、岐阜県薬剤師会 会員一同、心より祈念いたします。

令和2年4月23日

一般社団法人 岐阜県薬剤師会
会 長 日 比 野 靖

岐阜県薬剤師会 会員の皆さまへ

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、4月16日、政府は特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の区域を全都道府県に拡大するとともに、岐阜県を含む13都道府県について、重点的な取り組みが必要とされる「特定警戒都道府県」と位置付けました。

会員の先生方におかれましては、薬局や病院などそれぞれの職場において、県民に対する正しい知識の啓発、受診が困難になりつつある方への電話等を用いた服薬指導、医薬品の自宅などへの配送の対応等、感染防止に向け、薬剤師としての使命を遂行していただいていることに深く感謝いたします。この度の緊急事態宣言の発出を受け、引き続き緊張感をもって取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

県内においては感染者の増加が続いており、軽症者等の宿泊療養等への移行により、薬の供給拠点としての業務や、地域住民や患者から各種相談を受ける機会が増えることが予想されます。

そのような中、先ず「医療提供施設」として正確な情報提供に努めて下さい。また、病院や医院からの長期投与が増加することも予想されますが、「薬剤師が必要と判断した場合」には、「服用期間中に電話等を用いて服用状況の把握や副作用の確認」を積極的に実施し、その情報を医師に提供して下さい。

無症状又は軽症の患者が民間の宿泊施設で療養されることについては、「宿泊療養対応マニュアル」（厚生労働省）にて、宿泊者の健康管理を担う保健医療班に薬剤師が明記され、薬剤師会が医薬品供給を担うべく要請を受けていることから、具体的な事例が出てきた場合には、対応を依頼することとなりますのでよろしくお願いいたします。

厳しい状況が続くことが予想されますが、薬剤師が医療従事者としての誇りを持ち、会員一人ひとりが積極的に新型コロナウイルス対策に取り組んでいただき、事態が一日でも早く収束しますよう、頑張ってください。

令和2年4月23日

一般社団法人岐阜県薬剤師会
会長 日比野 靖